

Q 婚姻制度とパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とはどう違うのですか？

A 婚姻は法律に基づき行われるもので、相続など財産上の権利や扶養義務など、法律上の権利や義務が発生します。一方、福津市が行うパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、市が独自に実施するものであり、法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではありません。また、この制度により戸籍や住民票の記載が変わるものでもありません。

Q 届出を行えるのは同性同士のみですか？

A 互いを人生のパートナー又は家族として尊重し、継続的に協力し合う「パートナーシップ関係」・「ファミリーシップ関係」である二者であれば、どなたでも提出可能です。届出者の戸籍上の性別・SOGIESC(性的指向・性自認・性別表現・身体的性)は問いません。また、事実婚も提出可能です。

Q 養子縁組をしています、届出できますか？

A 養子縁組によって近親者となった場合は、届出できます。

Q 同居していないと届出できませんか？

A 必ずしも同居している必要はありません。ただし、お二人が互いを人生のパートナー又は家族として尊重し、継続的に協力し合う関係であることが必要です。あわせて、少なくともどちらか一方が福津市にお住まいになっているか、転入によって福津市にお住まいになる予定であることが必要です。

Q 申請をする際に気をつけることはありますか？

A 申請をする前に、申請日の予約の調整について人権政策課まで連絡(電話、またはメール)をお願いします。指定した申請日に、お二人で来庁していただき、プライバシー保護のため個室にて対応します。

Q 申請にあたって費用は発生しますか？

A 申請及び受領証等の交付には、費用は発生しません。ただし、住民票の写し、戸籍抄本など、申請において必要となる書類の交付手数料は自己負担となります。

Q 通称名を使用できますか？

A 可能です。使用を希望される場合は、日常生活においてその通称を使用していることが確認できる書類(郵便物・社員証など)をご提示いただく必要があります。

Q 転出先で受領証等は利用できますか？

A 転出先が福津市と相互利用に関する協定書を締結していれば、継続利用は可能です。現在、福岡県、古賀市、粕屋町と協定書を締結しています。福岡市、北九州市については、協定書の締結に向けた協議を実施します。

